

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 中司 宏

平成19年5月22日付け、市津第8号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成19年5月22日

3. 監査の結果に関する報告

平成19年2月5日付け枚監査第229号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び意見・要望事項（概要）

《危機管理部》

特別管理産業廃棄物（PCB）の保管等について

津田支所におけるPCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号）」に基づき、同廃棄物の保管及び処分状況等届出書により大阪府知事に届出され、知事はこれを公表している。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2第6項で、PCB廃棄物を保管する事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないと定められている。

現在、PCB廃棄物は、同支所の地下電気室において保管されているが、管理について同法律に基づき早急に有資格者を配置されることを指摘する。

(2) 措置内容

PCB廃棄物の管理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を平成19年5月17日に配置した。